（本號八面）　（明治廿五年三月十一日遞信省認可）　明治二十七年十月廿四日　第四千百八號　（定價金貳錢五厘）

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿七年十月廿四日　水曜日（己亥）
舊曆甲午九月廿六日
日出午前五時五十六分
日入午後五時十四分
月出午前二時二十九分
月入午後三時九分
滿潮午前零時五十六分　午後零時九分
〔西暦一千八百九十四年〕
年始より　二百九十七日
年末まで　六十八日

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊せず）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　（一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず依り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

朝鮮改革と井上伯

朝鮮の改革に就ては我日本こそ保護たり師範たる可き地位に在るが故に世話をなすの煩勞は敢て辭せざる所なれども世話の過ぎたるは即ち干渉と認めらるゝを免れずして其干渉は諸外國の最も忌む所なるが如し是れ從來の當局者が彼の改革を助くるに當り特に苦慮したる所にして自から間接に運動の自由を掣肘せられ隨て事の運びも活氣を欠ぎたる所以ならん尋常普通の場合に在ることながら朝鮮の國情は決して尋常普通ならざるを知らせん白耳義の如き瑞西の如き將た土耳古の如き近來列國の保護監督を受くるの樣なるは其國自から國務を料理して獨立國の體面を全ふするを得ることなれば他より殊更に其内政に干渉す可き必要もなし此邊より推定して諸外國にては朝鮮の改革とても其國民の爲す所に一任す可し日本の世話に過ぐるは干渉なりとの誤解を來すもあらんなれども斯る放任主義は白耳義その他の歐洲中立國に向て始めて效を見る可し朝鮮に至ては決して之を導くこと能はざるなり東學黨など云へる百姓一揆の類にてすら朝鮮政府を震動せしむるの有様にして是皆内部の支離滅裂せるが故に外ならず蓋し其由來に遡れば我輩の屢々述べたる如く畢竟文明に進むの要素に乏しき其上に多年の積弊を累ねたる結果にして之を改革せんとすれば勢ひ干渉をなさゞる可らず現に彼國改革の途に横はれる大困難の隨一たる支那の羈絆は既に日本の力によりて之を除きたりと雖も爾後改革はます／＼困難にして若し此儘に差擱くときは朋黨互に軋轢して互に相殘害し空しく衰滅を俟つの外なし放任主義によりて改革を成就せしむる能はざるは證左歷々また疑を容る可きにあらず之を以て歐洲間の小中立國と同一視するは全く諸外國の誤見にこそあれば若しも諸外國をして今日の日本の地位に立たしむれば必ずや放任主義の行ふ可らざるを感ずることならん

今や井上伯は大鳥公使に代りて全權公使となり既に渡韓の途に上れり若しも諸外國が干渉を忌むの一事に遠慮するともあらば朝鮮改革の事は到底その効を見る能はざる可し想ふに伯の技倆を以て既に一旦渡韓と決したる上は必ずや大に見る所あらん伯が全權公使となりたる所以は運動上の便宜を計りたるが爲めなりと云ふ快刀亂麻を斷つは伯が特得の長技なれば一方には諸外國の迷想を破り一方には朝鮮の紛亂を解き人をして爽快ならしむるものあらんこと余輩の希望する所なり

雜報

○廣嶋特報

二十一日特派員發

○總て滿場一致　今回の議會の特色は黨派の別なく軍國の大事を協贊するに熱中し毫も黨爭の形迹を現はさず政府提出の諸案は無免許朝鮮渡航禁止の件を除き悉く滿場一致を以て之を可決したること是なり其他政黨より提出したる議案も滿場一致にて通過するにあらざれば不體裁なりとの意にて數回の交渉を重ねたるより是亦豫期の如く一人の反對者なきを得たるは立憲政治の一進步とも云ふべきか

○各派の交渉　交渉は最初、硬派團體中に限られしが自由黨より建議案を以て硬派に交渉を試みし以來雙方の感情も大に融和し議案ともに滿場一致の贊成を期するに至りたる其代りに交渉は前年の如く確然たること能はず且は朝に決議し夕は上奏を改むるの失體を呈したるは遺憾なりと云ふべし

○議事の進行　短會期の議會に軍國の大事と云ふ二語は深く議員の心肝に銘せしものと見え交渉に重きを置き委員の審査を信用し本會議は之を形式的に止め議事の進行を速にしたるも亦本議會特色の一に加ふることを得べし特に軍事豫算案を議するには自然機密を開かざるを得ざるを以て秘密委員會を開き種々の質問をも試みたる上本會議に於ては一言の質問をもなさずして可決したる如き是迄の議會に嘗て見ざる所なり

○韓客の傍聽　本日義和宮に隨行し渡來したる兪吉濬韓善會兩氏外一名の韓客衆議院の傍聽席に見えたれば末松謙澄氏は此程朝鮮に渡航したる縁故に依りて議院内を案内し數名の議員は名刺を交換したり

○委員會室　假議事堂は委員室なきを以て委員會は議場内書記官席の傍或は速記者の控所に開きたること屢なりき

○新聞雜誌撿閲の緊急勅令　は其後又緊急勅令を以て取消されたれど右取消の勅令も亦一の緊急勅令なる以上は憲法に依りて事後承諾を求むべしとは法學者の所論なるに政府は唯其發布廢止の顛末を議會に報告するに止め終に承諾を求めざりしは違憲の處置と云ふべからずとて議員中の法學者間には彼是議論ありしも今日之を爭ふは面白からずとて強て緘默することゝなれり其他豫算外支出に就きても同樣違憲の議論ありしも是亦た不問に附することゝなれり

○御滿足に思召さる　今回の議會にて又もや紛爭を惹き起し軍國の急務を等閑に附し去る如きことはなかるべきやとて宸襟を惱ませ給ひ夫れが爲めに泉邸行幸を御見合に相成りしやに漏れ聞く而るに議員諸氏も至尊が特に大纛を此地に進め給ひたる大御心を推し奉り平素の黨派心を打ち忘れ至誠其職を盡し特に諸案とも滿場一致を以て之を可決したるにぞ陛下にも御滿足に思召され明日は議員一同に御酒を賜はる

○大院君と東學黨　大院君が東學黨と内通して陰に謀る處あり云々と我邦の新聞紙中に傳ふるものありと聞き今度來着せし大使の一行中には其事實を誤るを嘆じて物語るものあり其要に曰く七月二十三日の變後國太公（大院君）は出でゝ政を攝する事となり爾來國家民人の爲めに謀りて徐に改革を行ふの方針なりしも奸細の輩猥に流言を放ち遂に公が東徒と竊に相通ずるの跡ありと云ふに至る然れども公の眞意は無辜の良民迄をも併せ驅りて之を死地に置かんと欲するものにはあらず實に公の方針は逆民は之を殺すべきも暴民は先づ之を諭し、諭して聽かざれば威を以て之に臨むの意に外ならず故に出でゝ軍國の事に參してより東徒の事には頗る心を用ゐ先づ曉諭して歸化せしめ聽かざれば兵を發して威を視したるより奸細の徒は此の事實を誣て以て通謀の事ありとなし以て猥に流言を逞ふし此言遂に日本に流傳せしものならん公の意を誤るものと云ふべし實に公の國と民を思ふに切にして威望の高きは曩に公が人を派して東徒に布諭するの文を齎り公州監營の東徒を諭せしに徒衆之を讀み之を聽き飮泣して皆化す素より東徒と唱ふるも亦悉く眞正の亂民にあらず貪官汚吏の誅求常に絶えず故に集りて黨をなすのみ公にして此の徒を驅ずと云ふ先づ諭して後に討つの實を解せざるの致す處のみ云々

○清國南洋艦隊の近狀　清國の北洋艦隊は豐島黃海の海戰に其戰鬪力の六七分を失ひ今は渤海灣の奥深く潛伏して容易に再戰の勇氣なき模樣なるが清國には北洋艦隊の外に南洋、福建、廣東の三艦隊あれども孰
れも皆舊式の小艦に
以て我帝國の艦隊に
に抵抗するの實力あ
にして既に再戰再敗
なれば到底自ら進
なかるべしとは最
る我此程上海より歸
して曰く同艦隊は目
りて上海に出入す
備し居れども他は皆

○在元山本邦居
山本邦居留地に於け
地帝國領事館より本
告ありしよし
從來本邦より浦潮
船薩摩丸及東京丸
寄港ありしも薩摩
京丸のみ寄港する
せしが故に我居留
一日現在の白米其
の如し

種目	數量
白米	三六九・一〇〇石
酒	九・四四〇〇
醤油	三五・二〇〇〇

但し白米の供給
一日一人三合五勺
に依り孰も見積
右の外本月一日以
注文せしもの〻來
酒三十七石六斗

○新内閣の組織
組織せられたりと
内閣總理大臣兼
内務大臣　フラ
陸軍大臣　ピメ
司法大臣　アッ
海軍及植民大臣　ブリッ
外務大臣　カル
工部大臣　カム

○前橋の慶應義
爲めに來集せしもの
東京より來會せし
より前橋臨江閣に於
來會者の姓名左の如

今井善次郎
波多野承五郎
田中吾一
津田興二
永見男吉
野口寅次郎
深　信
藤平達吉
渡邊代造
平田嘉太郎
（姓名の下に記せ

○金巾綿絲寒冷
大三輪長兵衛、水谷
氏發起にて資本金
綿絲、寒冷紗の直
十八日夜同地に於て
を爲したるが最初の
限責任の合名商事
撰定の都合もある
を組織する事に決